



金沢市公報

第2670号の2

平成22年(2010年)10月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
告 示		道路の供用の開始について (")	6
平成22年告示第90号(金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について)の変更について (文化政策課)	1	専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について (")	8
金沢湯涌江戸村の入園料等の徴収事務の委託について (歴史建造物整備課)	2	公 告	
金沢駅西広場の自家用車駐車場の使用料の徴収事務の委託について (道路管理課)	2	建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	8
市道の路線の認定について (")	2	開発行為に関する工事の完了について (")	8
市道の路線の廃止について (")	4	公営企業公告	
市道の路線の変更について (")	4	指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	9
市道の区域の決定について (")	5	下水道排水設備工事事業者の指定について (")	9

告 示

●金沢市告示第216号

平成22年告示第90号(金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
委託した事務	次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務	次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務	平成22年9月25日
	(1) 金沢市立中村記念美術館	(1) 金沢市立中村記念美術館	
	(2) 金沢市立安江金箔工芸館	(2) 金沢市立安江金箔工芸館	
	(3) 金沢卯辰山工芸工房	(3) 金沢卯辰山工芸工房	
	(4) 金沢ふるさと偉人館	(4) 金沢ふるさと偉人館	
	(5) 泉鏡花記念館	(5) 泉鏡花記念館	
	(6) 金沢湯涌夢二館	(6) 金沢湯涌夢二館	
	(7) 金沢蓄音器館	(7) 金沢蓄音器館	
	(8) 前田土佐守家資料館	(8) 前田土佐守家資料館	
	(9) 室生犀星記念館	(9) 室生犀星記念館	
	(10) 徳田秋聲記念館	(10) 徳田秋聲記念館	
	(11) 金沢市老舗記念館	(11) 金沢市老舗記念館	
	(12) 金沢文芸館	(12) 金沢文芸館	
	(13) 金沢能楽美術館	(13) 金沢能楽美術館	
	(14) 金沢湯涌江戸村		

委託した期間	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで。ただし、金沢湯涌江戸村に係る共通観覧料の徴収事務にあつては、平成22年9月25日から平成23年3月31日まで
--------	-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------

●金沢市告示第217号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢湯涌江戸村の入園料等の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
財団法人 金沢文化振興財団 理事長 近藤 義昭	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

金沢湯涌江戸村の入園料及び使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成22年9月25日から平成23年3月31日まで

●金沢市告示第218号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、金沢駅西広場の自家用車駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
国際警備保障 株式会社 代表取締役 宮本 克喜	金沢市泉が丘1丁目19番8号

2 委託した事務

金沢駅西広場の自家用車駐車場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成22年10月1日から平成23年3月31日まで

●金沢市告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成22年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

金 沢 市 公 報

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1508	三口新町1丁目線 17号	三 口 新 町 1 丁 目 三 口 新 町 1 丁 目	571番 9先から 571番 3先まで
3009	二 塚 9号 専光寺町西線 30号	専 光 寺 町 力 専 光 寺 町 力	44番 7先から 44番 12先まで
3009	二 塚 9号 専光寺町西線 31号	専 光 寺 町 ワ 専 光 寺 町 ワ	58番 1先から 62番 9先まで
3009	二 塚 9号 専光寺町西線 32号	赤 土 町 力 専 光 寺 町 ツ	1番 24先から 63番 2先まで
3215	大 徳 15号 無量寺町線 78号	無 量 寺 3 丁 目 無 量 寺 3 丁 目	54番 1先から 54番 4先まで
3222	大 徳 22号 松村6丁目線 16号	松 村 6 丁 目 松 村 6 丁 目	77番 1先から 77番 5先まで
3222	大 徳 22号 松村6丁目線 17号	松 村 6 丁 目 松 村 6 丁 目	55番 1先から 55番 5先まで
3223	大 徳 23号 松村7丁目線 22号	松 村 7 丁 目 松 村 7 丁 目	61番 3先から 61番 1先まで
3407	湊 津 7号 湊2丁目線 20号	湊 2 丁 目 湊 2 丁 目	192番 7先から 192番 2先まで
3506	弓 取 6号 三ツ屋町線 22号	三 ツ 屋 町 イ 三 ツ 屋 町 イ	28番 5先から 28番 3先まで
3512	弓 取 12号 割出町線 34号	割 出 町 割 出 町	625番 1先から 533番 19先まで
3514	弓 取 14号 諸江町上丁目線 50号	諸 江 町 上 丁 諸 江 町 上 丁	501番 5先から 501番 3先まで
3514	弓 取 14号 諸江町上丁目線 51号	諸 江 町 上 丁 諸 江 町 上 丁	512番 5先から 512番 8先まで
3516	弓 取 16号 諸江町下丁目線 42号	諸 江 町 下 丁 諸 江 町 下 丁	128番 1先から 128番 6先まで
3807	押 野 7号 矢木1丁目線 7号	矢 木 1 丁 目 矢 木 1 丁 目	53番 3先から 53番 1先まで
3807	押 野 7号 矢木1丁目線 8号	矢 木 1 丁 目 矢 木 1 丁 目	52番 5先から 52番 3先まで
3811	押 野 11号 森戸2丁目線 11号	森 戸 2 丁 目 森 戸 2 丁 目	150番 3先から 150番 1先まで
3815	押 野 15号 八日市1丁目線 34号	八 日 市 1 丁 目 八 日 市 1 丁 目	142番 1先から 142番 3先まで
3928	額 28号 四十万町東線 76号	四 十 万 町 北又 四 十 万 町 北チ	42番 19先から 54番 11先まで
3928	額 28号 四十万町東線 77号	額 谷 町 口 四 十 万 町 北又	1番 7先から 42番 14先まで
3928	額 28号 四十万町東線 78号	四 十 万 町 北又 四 十 万 町 北又	42番 8先から 42番 10先まで
3928	額 28号 四十万町東線 79号	四 十 万 町 北又 四 十 万 町 北又	23番 16先から 13番 6先まで
3928	額 28号 四十万町東線 80号	四 十 万 町 北又 四 十 万 町 北チ	13番 14先から 54番 7先まで

3934	額 34号 額 谷・四十万町線	額 谷 1 丁 目 四 十 万 町 北力	83番 先から 12番 1先まで
4018	三 馬 18号 泉本町2丁目線 12号	泉 本 町 2 丁 目 泉 本 町 2 丁 目	94番 2先から 85番 1先まで
4018	三 馬 18号 泉本町2丁目線 13号	泉 本 町 2 丁 目 泉 本 町 2 丁 目	95番 2先から 84番 3先まで
4018	三 馬 18号 泉本町2丁目線 14号	泉 本 町 2 丁 目 泉 本 町 2 丁 目	104番 2先から 77番 1先まで
4110	米 丸 10号 米 丸 町 線 9号	米 丸 町 米 丸 町	137番 3先から 137番 4先まで
4449	小 坂 49号 三 池 町 線 58号	三 池 町 三 池 町	181番 2先から 181番 3先まで
4449	小 坂 49号 三 池 町 線 59号	三 池 町 三 池 町	172番 2先から 172番 4先まで
4918	浅 川 18号 田 上 町 線 39号	田上本町土地区画整理事業地内 14街区 田上本町土地区画整理事業地内 12街区	1番 先から 2番 先まで
4958	浅 川 58号 角 間 町 線	角 間 町 口 角 間 町 夕	20番 4先から 7番 1先まで
5044	森 本 44号 南 森 本 町 線 34号	南 森 本 町 水 南 森 本 町 水	66番 6先から 66番 3先まで

●金沢市告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成22年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
314	2 級 幹 線 314号 角 間 線	角 間 町 口 56番 先から 角 間 町 八 41番 先まで	
4903	浅 川 3号 下 角 間 町 線	角 間 町 八 12番 2先から 角 間 町 卜 60番 甲先まで	
4904	浅 川 4号 上 角 間 町 線	角 間 町 二 80番 先から 角 間 町 卜 104番 先まで	

●金沢市告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成22年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
83	旧	1 級 幹 線 83号	二 ツ 寺 町 口 162番 1先から 藤 江 南 3 丁 目 169番 先まで	
	新	二 ツ 寺 ・ 藤 江 線	観 音 堂 町 16番 1先から 藤 江 南 3 丁 目 169番 先まで	
313	旧	2 級 幹 線 313号	田 上 町 3 番 19先から 角 間 町 二 102番 先まで	
	新	田 上 ・ 角 間 線	田 上 町 3 番 19先から 角 間 町 八 19番 1先まで	
552	旧	準 幹 線 552号	諸 江 町 下 丁 457番 先から 内 灘 町 字 向 栗 崎 水 67番 1先まで	
	新	諸 江 ・ 湊 線	諸 江 町 下 丁 457番 先から 須 崎 町 イ 18番 1先まで	
1108	旧	本 町 1 丁 目 線 7号	本 町 1 丁 目 519番 先から 本 町 1 丁 目 346番 先まで	
	新		本 町 1 丁 目 571番 先から 本 町 1 丁 目 571番 先まで	
1108	旧	本 町 1 丁 目 線 8号	本 町 1 丁 目 501番 先から 本 町 1 丁 目 382番 1先まで	
	新		本 町 1 丁 目 501番 先から 本 町 1 丁 目 579番 先まで	
1113	旧	元 菊 町 線 1号	元 菊 町 92番 3先から 元 菊 町 82番 2先まで	
	新		元 菊 町 200番 2先から 元 菊 町 82番 2先まで	
3924	旧	額 24号	四 十 万 町 北 又 22番 先から し じ ま 台 1 丁 目 9 番 7先まで	
	新	し じ ま 台 1 丁 目 線 6号	四 十 万 町 北 又 42番 22先から し じ ま 台 1 丁 目 9 番 7先まで	

●金沢市告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成22年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
1 級 幹 線	1 級 幹 線 83号二ツ寺・藤江線	3.3 ~ 10.1	1,317
2 級 幹 線	2 級 幹 線 313号田上・角間線	2.0 ~ 6.0	660
準 幹 線	準 幹 線 552号諸江・湊線	6.1 ~ 28.3	3,308
一般市道	本 町 1 丁 目 線 7号	9.0 ~ 11.3	45
一般市道	本 町 1 丁 目 線 8号	4.5 ~ 6.5	87
一般市道	元 菊 町 線 1号	2.5 ~ 5.0	162
一般市道	三 口 新 町 1 丁 目 線 17号	6.0	22
一般市道	二 塚 9 号 専 光 寺 町 西 線 30号	6.0	57
一般市道	二 塚 9 号 専 光 寺 町 西 線 31号	6.0	129

一般市道	二塚9号専光寺町西線32号	6.0 ~ 10.4	218
一般市道	大徳15号無量寺町線78号	5.0 ~ 10.0	36
一般市道	大徳22号松村6丁目線16号	6.0 ~ 12.0	38
一般市道	大徳22号松村6丁目線17号	5.0 ~ 10.0	33
一般市道	大徳23号松村7丁目線22号	5.2	29
一般市道	潟津7号湊2丁目線20号	6.0 ~ 12.0	35
一般市道	弓取6号三ツ屋町線22号	6.0 ~ 12.0	27
一般市道	弓取12号割出町線34号	6.0 ~ 7.0	156
一般市道	弓取14号諸江町上丁線50号	5.0 ~ 10.0	35
一般市道	弓取14号諸江町上丁線51号	6.0 ~ 12.0	39
一般市道	弓取16号諸江町下丁線42号	6.0	34
一般市道	押野7号矢木1丁目線7号	5.0	28
一般市道	押野7号矢木1丁目線8号	5.0 ~ 10.0	30
一般市道	押野11号森戸2丁目線11号	5.0	28
一般市道	押野15号八日市1丁目線34号	5.0	31
一般市道	額24号しじま台1丁目線6号	2.5 ~ 8.8	348
一般市道	額28号四十万町東線76号	6.0 ~ 6.4	337
一般市道	額28号四十万町東線77号	6.0	84
一般市道	額28号四十万町東線78号	8.0	26
一般市道	額28号四十万町東線79号	6.0	86
一般市道	額28号四十万町東線80号	6.0	62
一般市道	額34号額谷・四十万町線	5.5 ~ 9.3	1,002
一般市道	三馬18号泉本町2丁目線12号	6.0	71
一般市道	三馬18号泉本町2丁目線13号	6.0	70
一般市道	三馬18号泉本町2丁目線14号	6.0	71
一般市道	米丸10号米丸町線9号	5.0	25
一般市道	小坂49号三池町線58号	5.0 ~ 10.0	36
一般市道	小坂49号三池町線59号	5.0	35
一般市道	浅川18号田上町線39号	1.9	42
一般市道	浅川58号角間町線	13.6 ~ 17.1	1,147
一般市道	森本44号南森本町線34号	6.0 ~ 12.0	43

●金沢市告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成22年10月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 83号 二 ツ 寺 ・ 藤 江 線	観 音 堂 町 里 16番 1先から 藤 江 南 3 丁 目 169番 先まで	平成22年10月1日
2 級 幹 線 313号 田 上 ・ 角 間 線	田 上 町 三 3番 19先から 角 間 町 八 19番 1先まで	〃
準 幹 線 552号 諸 江 ・ 湊 線	諸 江 町 下 丁 457番 先から 須 崎 町 一 18番 1先まで	〃

金 沢 市 公 報

本町1丁目線7号	本町1丁目	571番	先から	〃
	本町1丁目	571番	先まで	
本町1丁目線8号	本町1丁目	501番	先から	〃
	本町1丁目	579番	先まで	
元菊町線1号	元菊町	92番	3先から	〃
	元菊町	82番	2先まで	
三口新町1丁目線17号	三口新町1丁目	571番	9先から	〃
	三口新町1丁目	571番	3先まで	
二塚9号	専光寺町	44番	7先から	〃
専光寺町西線30号	専光寺町	44番	12先まで	
二塚9号	専光寺町	58番	1先から	〃
専光寺町西線31号	専光寺町	62番	9先まで	
大徳15号	無量寺3丁目	54番	1先から	〃
無量寺町線78号	無量寺3丁目	54番	4先まで	
大徳22号	松村6丁目	77番	1先から	〃
松村6丁目線16号	松村6丁目	77番	5先まで	
大徳22号	松村6丁目	55番	1先から	〃
松村6丁目線17号	松村6丁目	55番	5先まで	
大徳23号	松村7丁目	61番	3先から	〃
松村7丁目線22号	松村7丁目	61番	1先まで	
渦津7号	湊2丁目	192番	7先から	〃
湊2丁目線20号	湊2丁目	192番	2先まで	
弓取6号	三ツ屋町	28番	5先から	〃
三ツ屋町線22号	三ツ屋町	28番	3先まで	
弓取12号	割出町	625番	1先から	〃
割出町線34号	割出町	533番	19先まで	
弓取14号	諸江町上丁	501番	5先から	〃
諸江町上丁線50号	諸江町上丁	501番	3先まで	
弓取14号	諸江町上丁	512番	5先から	〃
諸江町上丁線51号	諸江町上丁	512番	8先まで	
弓取16号	諸江町下丁	128番	1先から	〃
諸江町下丁線42号	諸江町下丁	128番	6先まで	
押野7号	矢木1丁目	53番	3先から	〃
矢木1丁目線7号	矢木1丁目	53番	1先まで	
押野7号	矢木1丁目	52番	5先から	〃
矢木1丁目線8号	矢木1丁目	52番	3先まで	
押野11号	森戸2丁目	150番	3先から	〃
森戸2丁目線11号	森戸2丁目	150番	1先まで	
押野15号	八日市1丁目	142番	1先から	〃
八日市1丁目線34号	八日市1丁目	142番	3先まで	
額24号	四十万町	42番	22先から	〃
しじま台1丁目線6号	しじま台1丁目	9番	7先まで	
額28号	四十万町	42番	19先から	〃
四十万町東線76号	四十万町	54番	11先まで	
額28号	額谷町	1番	7先から	〃
四十万町東線77号	四十万町	42番	14先まで	
額28号	四十万町	42番	8先から	〃
四十万町東線78号	四十万町	42番	10先まで	

額 28号	四 十 万 町 北又	23番 16先から	〃
四 十 万 町 東 線 79号	四 十 万 町 北又	13番 6先まで	〃
額 28号	四 十 万 町 北又	13番 14先から	〃
四 十 万 町 東 線 80号	四 十 万 町 北又	54番 7先まで	〃
三 馬 18号	泉 本 町 2 丁 目	94番 2先から	〃
泉 本 町 2 丁 目 線 12号	泉 本 町 2 丁 目	85番 1先まで	〃
三 馬 18号	泉 本 町 2 丁 目	95番 2先から	〃
泉 本 町 2 丁 目 線 13号	泉 本 町 2 丁 目	84番 3先まで	〃
三 馬 18号	泉 本 町 2 丁 目	104番 2先から	〃
泉 本 町 2 丁 目 線 14号	泉 本 町 2 丁 目	77番 1先まで	〃
米 丸 10号	米 丸 町	137番 3先から	〃
米 丸 町 線 9号	米 丸 町	137番 4先まで	〃
小 坂 49号	三 池 町	181番 2先から	〃
三 池 町 線 58号	三 池 町	181番 3先まで	〃
小 坂 49号	三 池 町	172番 2先から	〃
三 池 町 線 59号	三 池 町	172番 4先まで	〃
浅 川 18号	田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 14街 区	1番 先から	〃
田 上 町 線 39号	田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 12街 区	2番 先まで	〃
森 本 44号	南 森 本 町 水	66番 6先から	〃
南 森 本 町 線 34号	南 森 本 町 水	66番 3先まで	〃

●金沢市告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 指定する道路の路線名
浅川18号田上町線39号
- 2 指定する期日
平成22年10月1日

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定道路の種類	指定の年月日	指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第207号	第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路	平成22年9月22日	金沢市武蔵町546番2、547番の一部、553番の一部及び486番1の先、546番2の先、547番の先	14.0	5.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成22年10月1日

金沢市長 山 出 保

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市寺町1丁目482番1、482番2の一部及び482番3から482番11まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号 パナホーム 株式会社 代表取締役 藤井康照	道路 金沢市寺町1丁目482番1及び482番2の一部並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市寺町1丁目482番11
金沢市才田町は51番1及び51番2	金沢市直江北1丁目55番地 辻真理子	道路 金沢市才田町は51番2

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成22年10月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成22年10月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
523	明透住設	小松市鷓川町ト102番地
524	ふじまさ	石川郡野々市町住吉町16番25号

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成22年10月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成22年10月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地
547	若狭建設 株式会社	鹿島郡中能登町能登部下七ヶ部33番地
548	明透住設	小松市鷓川町ト102番地
549	ふじまさ	石川郡野々市町住吉町16番25号

平成22年(2010年)10月1日 印刷
平成22年(2010年)10月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄